

板橋区民間保育所人材確保・育成支援事業業務委託事業者募集要項

令和8年1月26日

板橋区民間保育所人材確保・育成支援事業業務委託事業者選定委員会決定

1 件名

板橋区民間保育所人材確保・育成支援事業業務委託

2 プロポーザル方式実施の趣旨

区内の保育施設については、人材の確保・定着が課題となっています。こども家庭庁では、「保育政策の新たな方向性」として令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策の柱に、保育人材の確保が据えられており、「保育の量の拡大」→「保育の質の確保・向上」へのシフトを図ることが示されています。

そこで区内の特性や地域柄を踏まえ、板橋区で働く魅力を発信することでの保育人材の確保、区内保育施設に対して昨今の保育士や潜在保育士の求職ニーズを捉えた採用力向上提案、多種多様な保護者の保育ニーズに対応するための保育士スキルアップ研修実施など複合的な事業実施により課題解決を図ることが必要となります。

そのため、幅広い知見を持つ事業者より複雑多様化する保育現場の課題に対し、多様な視点から「保育の質の確保・向上」を図るべく、区内の保育実態の分析によるコンサルティング提案を受け、価格だけでなく、企画力・専門性・実績等を総合的に勘案し、持続可能な保育提供体制を安定的に確保するため、事業者を選定します。

3 契約期間

契約締結日～令和11年3月31日

※ただし、契約は単年度ごとに締結し、当該年度の予算が議決され、かつ前年度の履行状況が良好であると認められる場合は、次年度の契約更新の判断を行います（最大令和10年度までの契約更新を想定しています）。

4 契約上限額

18,552,000円（税込）

令和8年度 6,804,000円（税込み）

令和9年度 5,874,000円（税込み）

令和10年度 5,874,000円（税込み）

5 委託内容

別紙1「仕様書（案）」のとおり

6 参加資格要件

プロポーザル方式への参加資格要件は、以下の項目を全て満たしているものとしま

す。

- (1) 東京都板橋区競争入札参加資格(東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける品買入れ等競争入札参加資格取得者)を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱(平成 17 年3月 31 日区長決定)による指名停止を受けていないこと。
- (4) 参加者又はその役員等が以下の項目に該当しないこと
 - ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
 - イ 暴力団員等を雇用している。
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (5) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 提案金額が契約上限額の範囲内であること。また、内訳金額についても上限額の範囲内であること。

ただし、プロポーザル方式の参加者が契約締結までの間に上記(1)～(6)に規定する参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失います。
また、提案採用者となっていた場合は、提案採用を取り消します。

7 参加申込手続

参加資格を満たし、本業務委託に参加しようとする事業者は、下記に従い、必要書類を提出してください。なお、本プロポーザル方式に係る書類作成等の費用については、全て参加者の負担とします。

(1)募集要項等の配付期間及び場所

令和8年2月2日(月)～3月11 日(水)

資料は区ホームページからダウンロードをお願いします。

(2)提出先・提出方法

「17 提出先・問い合わせ窓口」に記載のメールアドレスに提出してください。

※添付ファイルの容量によっては区のファイルストレージを使用し提出していただくことがあります。参加事業者が日頃利用されているファイルストレージは区のセキュリティの都合上アクセスできない可能性があるため事前にお問い合わせください。

※提出後の書類の再提出または記載内容の変更は認めません。

※提出された書類は返却しません。

(3)提出書類

プロポーザルに参加する事業者は、以下の書類について、社名の記載があるものを「正本」、参加者を識別でき得る情報(社名、ロゴ等)を除いたものを「副本」とし、正

本・副本をそれぞれファイル毎にまとめてメールにて提出してください。

※副本データにおいて、参加者を識別しうる情報は、黒塗り部分をコピー＆ペーストした際に文字が見えることの無いよう、ご注意ください。

なお各データの名前は下記【提出書類一覧表】のNo_提出書類名とし、PDF 形式で提出してください。

【提出書類一覧表】

例) 01_プロポーザル方式参加申込書

02_業務受託実績書

03_会社概要

NO	提出書類名	様式等
1	プロポーザル方式参加申込書	様式1
2	業務受託実績書 ※過去5年(令和4年4月から令和8年2月まで)の間に仕様書(案)の委託業務内容で示す同種・類似の運営企画業務を受託した主な実績をご記載ください。また情報サイト等を確認できる写真を添付してください。	任意様式
3	会社概要	任意様式 又はパンフレット
4	財務諸表過去 1 年(損益計算書、貸借対照表)※自己資本比率も明記してください。	任意様式
5	法人住民税及び法人事業税の納税証明書(直近1年分)	所定様式
6	見積書 ※経費の内訳を記載した見積書を作成し提出してください。	任意様式
7	企画提案書	任意様式

(4) 提出期限

令和8年3月11 日(水)17 時必着

(5)企画提案書の注意事項等

- ・A4判・ページ番号付・縦向き・横書き、文字の大きさは 10 ポイント以上とする。
- ・表紙を含めて 20 枚(40 ページ)以内とし、表紙以外は両面使用とする。

8 番査方法、査査項目及び査査基準

板橋区民間保育所人材確保・育成支援事業業務委託事業者選定委員会において、一次審査(書類審査)、二次審査(プレゼンテーション)を行い、提案採用者を選定します。

(1)一次審査

① 審査方法

参加資格要件を満たしているか審査します。申込者が4者以上の場合、審査項目及び審査基準を評価し、一次審査で3者以内に絞ります。

② 審査項目及び審査基準

別表1「一次審査表」のとおり。

(2)二次審査

① 審査方法

参加申込時に提出いただいた企画提案書等に基づくプレゼンテーション(発表:25分程度、質疑応答 15 分程度)をしていただき、提案採用者を決定します。なお、評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者としないものとします。

※プレゼンテーションの詳細については、一次審査結果通知時に案内します。なお、プレゼンテーションにあたって追加資料の提出、配付は認めません。

② 審査項目及び審査基準

別表2「二次審査表」のとおり。

9 質問及び回答

本件についての質問は、様式2「質問書」により電子メールで受け付けます。

回答は、全ての参加者が確認できるよう区ホームページにて公開します。質問期限、質問送付先メールアドレスについては、「11 スケジュール」及び「17 提出先・問い合わせ窓口」を参照ください。なお、評価に関する質問には回答できません。

10 参加辞退

参加申込書の提出後に辞退する場合は、様式3「参加辞退届」に記入し、令和8年3月11日(水)17時(必着)までに、「17 提出先・問い合わせ窓口」の連絡先にメールで提出してください。

11 スケジュール

申込受付期間

令和8年2月2日(月)から

募集に関する質問受付

令和8年3月11日(水)17時まで

募集に関する質問の回答

令和8年2月2日(月)から

一次審査(書類審査)

令和8年2月20日(金)17時まで

令和8年2月25日(水)回答予定

令和8年3月16日(月)

一次審査結果通知	令和8年3月27日(金)予定
二次審査(プレゼンテーション)	令和8年4月10日(金)
二次審査結果通知・公表	令和8年4月15日(水)予定

12 プロポーザル方式の結果公表について

二次審査終了後に、審査項目、審査基準、審査結果(順位、評価点等)及び評価点の内訳を区ホームページで公表します。なお、提案採用者については、事業者名、提案価格も公表します。

13 予算措置

本プロポーザル方式は、各年度予算の成立(板橋区議会で3月下旬議決予定)を前提として行うものであり、予算が成立しなかった場合は、契約締結を行わない場合がありますのでご了承ください。

14 契約方法

- (1)選定された提案採用者は、提出された企画提案書、見積書を踏まえ、区と協議を行い、協議が整った場合に、提案金額の範囲内で、区と委託契約を締結することができます。
- (2)協議に当たっては提出された企画提案書等に基づき仕様書を変更する場合がありますのでご了承ください。
- (3)提案採用者が辞退、又は特別な理由(提出書類又は提案内容に虚偽があることが判明した場合など)により契約締結できない場合は、提案採用次点者と契約交渉をします。

15 提案書等の情報公開について

プロポーザル方式への参加申込手続以降に、区に提出された書類については、東京都板橋区情報公開条例に基づき公文書公開請求(情報公開)の対象となります。条例第6条第1項各号に該当する事項以外は原則公開となることから、あらかじめ了承のうえ提出してください。

16 その他

- (1)委託内容に個人情報を取扱う業務が含まれる場合は、個人情報の保護に関する法律及び東京都板橋区情報保護法施行条例の規定に基づく個人情報の取扱いに係る保護措置を講ずる必要があります。
- (2)本件に関する所有権・著作権等の一切の権利は、区に帰属するものとします。
- (3)本件により知り得た情報を第三者に漏らすことを禁じます。

17 提出先・問い合わせ窓口

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番1号
板橋区 子ども家庭部 保育サービス課 民間保育第一係
担当:石橋(電話 03-3579-2492)
E-mail:kk-minkan@city.itabashi.tokyo.jp